

社会福祉法人鳥栖市社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鳥栖市社会福祉協議会役員等の費用弁償の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の範囲)

第2条 この規程で「役員等」とは、定款第17条に定める役員並びに定款第6条で定める評議員とする。

(費用弁償)

第3条 定款第17条第3項に規定する常務理事を除く役員等が理事会並びに評議員会に出席したときは、費用弁償日額2,200円を支給する。

2 役員等が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給し、その額は別表による。なお、旅費の支給方法は、職員に支給する旅費の例による。

(委任)

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	車 賃	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)
金 額	実 費	2,200円	10,900円

※ただし、車賃は東京都内に限り滞在1日につき2,200円とする。